

広島県告示第七百四十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定によって、平成二十四年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までの間に県が行う物品及び役務（建設工事、土木建築工事に関する測量及び建設コンサルタント等業務を除く。）を調達するための一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

平成二十三年八月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 入札参加資格審査の申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査の申請を行うことができない。

- 1 政令第六百六十七条の四第一項及び第二項の規定に該当する者
- 2 営業に必要な許可、認可などを受けていない者
- 3 競争入札参加資格審査申請書を提出するときに広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税の滞納がある者

二 入札参加資格の申請手続

入札参加資格を取得しようとする者は、県が指定する様式による競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。なお、次の2、3及び4に掲げる書類にあつては、申請書を提出する日の三か月前の日以降に発行されたものとする。

- 1 決算書（申請日において決算が確定している直前事業年度のもの）
- 2 納税証明書（広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書）（写し可）
- 3 登記事項証明書（写し可）（申請者が法人である場合に限り必要）
- 4 印鑑証明書（写し可）
- 5 契約種目に関連する許可等を取得している場合は、その許可証等の写し
- 6 障害者雇用状況確認書類の写し（広島県内に主たる営業所がある者のうち、障害者雇用義務がある者で障害者の雇用割合が一・八パーセント以上ある場合又は障害者雇用義務のない者で一名以上障害者を雇用している場合に限り必要）
- 7 委任状（契約等に関する権限を支店長及び営業所長などに委任する場合に限り必要）
- 8 返信用封筒（定形封筒に返信先宛名を明記し、八十円切手を貼ったもの）

三 申請の種類

- 1 新規申請 全ての者について認める。
- 2 継続申請 定例受付において、平成二十三年七月一日時点で、平成二十二年及び二十三年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格を有している者について認める。

四 申請書等の作成に用いる言語

申請書、決算書及び委任状は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

また、申請書及び添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率によって日本国通貨に換算して記載すること。

五 申請書の提出先及び提出方法

1 持参する場合

(一) 定例受付 広島県庁舎本館地下一階B三会議室（広島市中区基町一〇番五二号）

(二) 随時受付 広島県庁舎本館一階会計総務課（広島市中区基町一〇番五二号）

2 郵送する場合

〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号 広島県会計管理部会計総務課

3 電子申請する場合

「広島県・市町電子申請システム」 (<https://www.e-tetsuzuki99.com/eap->

[/hiroshima](https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-)) を利用して、申請者のパソコンからインターネットを通じて申請内容を電送する。

なお、電子申請は新規申請の場合について認める。

六 申請書の提出期間

申請書の提出期間は次のとおりとする。ただし、広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。

1 定例受付

(一) 持参による申請 平成二十三年九月五日（月）から平成二十三年九月二十二日（木）までとする。

(二) 郵送による申請及び電子申請 平成二十三年八月二十二日（月）から平成二十三年九月二十二日（木）までとする。

2 随時受付 平成二十四年一月四日（水）から平成二十六年十一月十四日（金）までとする。

七 審査結果の通知

入札参加資格申請の審査結果は、申請者に文書で通知する。

八 入札参加資格の有効期間

1 定例受付の期間に受理した申請 平成二十四年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までとする。

2 随時受付の期間に受理した申請 申請を受理した日の次の十六日の属する月の翌月の一日から平成二十六年十二月三十一日までとする。

九 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の条件を満たさなくなった場合又は申請書に重要な事項について虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載しなかったことが判明した場合は、入札参加資格の取消しを行う。

十 特定調達契約に係る競争入札参加資格の特例

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札に参加を希望する者については、前記六及び八で定めるところにかかわらず、それぞれの特定調達契約に係る競争入札の公告に定める期間に申請書の提出を受け付ける。この場合の入札参加資格の有効期間は、入札参加資格の認定日から平成二十六年十二月三十一日までとする。ただし、この認定日が申請を受理した日の次の十六日の属する月の翌月の一日より前の日であるときは、認定日から申請を受理した日の次の十六日の属する月の末日までの間は、特定調達契約に係る競争入札に限り参加できるものとする。

十一 申請書等の配布場所及び配布方法

- 1 広島県会計管理部会計総務課で申請書及び申請の手引を配布する。
- 2 郵送によって申請書等を入力したい場合は、返信用の封筒（角型二号〔長さ三十三センチメートル、幅二十四センチメートル〕の封筒に返信先宛名を明記し、新規申請の場合は二百四十円切手、継続申請の場合は四百円切手を貼ったもの）を同封して、前記1の配布場所に請求すること

- 3 新規申請書及び申請の手引については、広島県のホームページ（<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>）からダウンロードすることもできる（トップページ↓入札契約情報↓物品〔又は委託役務業務〕↓入札参加資格↓物品・委託役務入札参加資格申請の受付）。

十二 随意契約の取扱い

県は物品及び役務の発注を随意契約によって行う場合においても、入札参加資格の認定を受けた者の中からその相手方を選定する。

十三 問合せ先

広島県会計管理部会計総務課（電話（〇八二）五二三―二三二五〔ダイヤルイン〕）